

宮城県社会的養育推進計画修正箇所等一覧

<本文>

| 頁 | 【中間案】 ※パブリックコメント（1/20～2/19）実施時点 | <最終案> ※R7.3各委員、関係課最終確認時点 ◎各委員意見 | 【最終案】 ※第3回懇話会時点 |
|----|--|---|---|
| 表紙 | 【中間案】 （年月の記載なし） | ➡<最終案>に更新 ➡策定年月を記載 | |
| 4 | 4 従前計画の進捗状況の表 施設定員合計、乳児院、児童養護施設はそれぞれ 罫線で区切って記載 | ➡施設定員合計の内数として乳児院、児童養護施設 の罫線を修正 | |
| 6 | | ◎伊藤委員 計画全体を包括できる基本理念とするため、「社会的 養護を必要とする」は削除し、こども全般を対象 とした基本理念としてはどうか。 ◎ト蔵委員 「社会的養護を必要とする」という狭い範囲のこど もに限定せず、宮城県で生活する全てのこどもを対 象とする表現に変更することが望ましいのではない か。 1 計画の基本理念 社会的養護を必要とするこどもの最善の利益… | 新しい社会的養育ビジョン抜粋 II.新しい社会的養育ビジョンの全体像 1.子どもの権利を基礎とした社会的養育の全体像 社会的養育の対象は全ての子どもであり、家庭 で暮らす子どもから代替養育を受けている子ども、 その胎児期から自立までが対象となる。 こどもの最善の利益… ※概要版についても削除 |
| 6 | | ◎伊藤委員 「社会的養育」の説明を加えてはどうか。全てのこ どもを対象とすることを示すことで、第3章の各項 目を包括する説明ができる。 | ➡「社会的養育」の説明を追記 「社会的養育」 社会がこどもの養育に対して… ※新しい社会的養育ビジョンより |
| 6 | | ◎伊藤委員 「家庭養育優先原則」について、「パーマネンシー 保障」の下段を削除・統合するかたちで、代替養育 を利用せずに家庭で養育し続けられるよう支援する ことも含めた原則であることを明示できるとよい。 「パーマネンシー保障」 生活の場や一緒に生活する人ができるだけ… こどもが家庭において健やかに養育されるよう保 護者への支援を前提とし、家庭における養育が適当 でない場合、…の中での養育を推進します。 | 「パーマネンシー保障」 生活の場や一緒に生活する人ができるだけ… ➡左記全文削除・下線部は「家庭養育優先原則」の 説明前段に統合 |

| 頁 | 【中間案】 ※パブリックコメント（1/20～2/19）実施時点 | <最終案> ※R7.3各委員、関係課最終確認時点 ◎各委員意見 | 【最終案】 ※第3回懇話会時点 |
|---|--|--|--|
| 6 | | <p>（前ページから続く） 「家庭養育優先原則」</p> <hr/> <p>こどもを家庭の中で育てることが難しい又は適当でない場合に、</p> | <p>（前ページから続く） 「家庭養育優先原則」</p> <p><u>こどもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することを前提とし、こどもを家庭の中で育てることが難しい又は適当でない場合に、…</u></p> |
| 6 | | <p>◎伊藤委員 「新しい社会的養育ビジョン」では、「社会的養護」は「代替養育」よりも広い、在宅指導措置等を含む概念として案①のように定義されている。</p> <p>案①（ビジョンの定義に合わせた場合） 「こどもの成長発達の保障のために、確実に保護者の養育支援やこどもへの直接的な支援を届けることが必要であると行政機関が判断して、こどもに確実に支援を届けるサービス形態のことです。」</p> <p>また、家庭養育優先原則の表現を活かして修正を加えた場合、 案②（家庭養育優先原則の表現を活かした場合） 「こどもを家庭の中で育てることが難しい又は適当でない場合に、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。」 となり、代替養育の説明に近くなる。</p> <p>※「社会的養護」の説明を案①とし、「代替養育」の項目を加え、案②の説明を代替養育の説明として用いることも選択肢のひとつ。</p> | <p>➡基本理念から「社会的養護」の文言を削除するため、<関連する用語の説明>として追加 <u><関連する用語の説明></u> 「社会的養護」 <u>こどもの成長発達の保障のために、…</u> ※「社会的養護」の説明は、「新しい社会的養育ビジョン」の定義に合わせて修正し、「代替養育」の説明についても追加</p> |
| 6 | 図の名称 <家庭養育優先原則> | ➡国の資料に合わせタイトル変更 <家庭と同様の環境における養育の推進> | |
| 7 | 2 計画の全体像の下段の表 □ 資源等に関する地域の現状 記載内容「・」2つ目 …「資源の必要量等」の見込み、「現在の整備・取組状況等」、計画期間における「整備すべき見込量等」… | ➡記載順を修正 …「現在の整備・取組状況等」、「資源の必要量等」の見込み、計画期間における「整備すべき見込量等」… | |

| 頁 | 【中間案】 ※パブリックコメント（1/20～2/19）実施時点 | <最終案> ※R7.3各委員、関係課最終確認時点 ◎各委員意見 | 【最終案】 ※第3回懇話会時点 |
|----|---|---|---|
| 9 | <児童養護施設等で代替養育を受けているこどもへのアンケート調査状況> 表中調査対象3行目 ファミリーホーム_入所中の高校生以上 | ▶<児童養護施設等で代替養育を受けているこども_へのアンケート調査状況> ▶ファミリーホームに入所中の高校生以上 | |
| 11 | 一番下の〇 …今後の <u>具体</u> の取組 | …今後__ <u>具体</u> の取組 | |
| 13 | | ◎花島委員 P15ハ「・」4つ目の文章を冒頭の<主な取組>にも記載をお願いしたい。 | ▶<主な取組>の2つ目と3つ目の間に追加 ▶ <u>当事者であるこどもから意見表明があった場合、…</u> |
| 13 | イ 従前計画の達成見込み・要因分析等 1行目 従前計画で記載のある各項目について、… | ▶表現の修正 従前計画で記載した各指標について、… | |
| 14 | □ 資源等に関する地域の現状 表中⑦の項目 社会的養護施策策定の際の検討委員会への… | ▶指標編に合わせ文言の修正 社会的養護施策の実施前又は実施後における… | |
| 20 | イ 現状 「・」1つ目 全国の特定妊婦の数は、全国で8,327人（令和2年厚生労働省調査）となっており、10年前の平成21年から… | ▶全体の書きぶりの修正 令和2年度の厚生労働省による調査では、特定妊婦の数は、全国で8,327人に上り、10年前から… | |
| 20 | グラフ3-1 令和2～5年度の特定妊婦の推移 | ▶直近の国調査（令和3～6年度）の数値に修正 | |
| 21 | 表3<県内の助産施設の数> | ▶表3<県内の助産施設__> | |
| 22 | □ 課題 「・」2つ目 …観点から庁内母子保健担当課や市町村との… | ▶…観点から_____市町村との… | |
| 28 | | ◎花島委員 P31ハ（□）「・」1つ目の文章を冒頭の<主な取組>にも記載をお願いしたい。 | ▶<主な取組>の1つ目と2つ目の間に追加 ▶ <u>こどもからアドボケイトにあった意見表明に関し、…</u> |

| 頁 | 【中間案】 ※パブリックコメント（1/20～2/19）実施時点 | <最終案> ※R7.3各委員、関係課最終確認時点 ◎各委員意見 | 【最終案】 ※第3回懇話会時点 |
|----|--|--|---|
| 28 | イ 従前計画の達成見込み・要因分析等 「・」2つ目 (平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知) 「・」5つ目(体裁) | →(令和6年3月30日付けこ支虐第165号こども家庭庁支援局長通知) →体裁のズレを修正 | |
| 28 | | ◎伊藤委員 「・」4つ目 「体制整備のため」あるいは「体制の充実のため」いずれかが表現がよいと思う。 …体制整備の 充実 のため… 里親・ファミリーホームは、基本的に一時保護を受託できる資質を備えている認識に立てば「支援」等の表現はどうか。 …確保・ 養成 を行う… | →表現の修正 …体制整備_____のため… →文言の修正 …確保・ 支援 を行う… |
| 29 | (イ)一時保護について 「・」2つ目4行目 るなど_指摘も受けています。 | →るなどの指摘も受けています。 | |
| 33 | ハ 資源等に関する地域の現状 …「資源の必要量等」、年度ごとの「 <u>定量的な整備目標</u> 」を… | →…「資源の必要量等」_____を… | |
| 36 | ハ 資源の整備・取組方針等 「・」1つ目 「,」(2か所カンマ) | →「,」に修正 | |
| 37 | イ 従前計画の達成見込み・要因分析等 1行目 従前計画で記載のある各項目について、… | →表現の修正 従前計画で記載した各指標について、… | |
| 38 | ①里親等委託が必要なこどもの割合について 2行目 …割合として <u>おります</u> 。 | …割合として <u>います</u> 。 | |

| 頁 | 【中間案】 ※パブリックコメント（1/20～2/19）実施時点 | <最終案> ※R7.3各委員、関係課最終確認時点 ◎各委員意見 | 【最終案】 ※第3回懇話会時点 |
|----|---|---|---|
| 41 | | ②新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数の算出 6行目 …新たに34人分の受託が… 9行目 （新たな受託可能人数） 10行目 …研修等を通じた委託可能な里親の養成を図る… | ➡文言の修正 …新たに34人分の委託が… （新たな委託可能人数） …未委託の里親に対する研修の実施や養育体験の機会確保等により、委託可能な里親の養成を図る… |
| 43 | イ 従前計画の達成見込み・要因分析等 「・」1つ目2行目 取り組み | ➡取組 | |
| 44 | 図8 <家庭養育優先原則>※再掲 | ➡国の資料に合わせタイトル変更 <家庭と同様の環境における養育の推進>※再掲 | |
| 50 | ハ 資源の整備・取組方針等 「・」2つ目2行目 （令和5年3月_____） | ➡団体名の追加 （令和5年3月全国児童自立支援施設協議会） | |
| 50 | <施設計画> 2行目 （本体施設176人、地域小規模96人） | ➡施設地域分散化等加速化プランの数値に合わせ修正（本体施設と地域小規模の内訳を修正） （本体施設170人、地域小規模102人） | |
| 51 | 表8-5 旭が丘学園 予定定員42人 本体施設30人 地域小規模12人2箇所 | ➡施設地域分散化等加速化プランの数値に合わせ修正（本体施設と地域小規模の内訳を修正） 本体施設24人 地域小規模18人3箇所 | |
| 53 | | ◎加藤委員 （2）社会的養護経験者等の自立に向けた取組 （イ）従前計画の達成見込み・要因分析等 「・」6つ目 「最近の傾向として…」との記載があるが他のページでは「近年の傾向として…」と記載されている。書き分けた理由はあるか。 最近の傾向として、… | ➡他の表現に合わせ修正 近年の傾向として、… |

| 頁 | 【中間案】 ※パブリックコメント（1/20～2/19）実施時点 | <最終案> ※R7.3各委員、関係課最終確認時点 ◎各委員意見 | 【最終案】 ※第3回懇話会時点 |
|----------|---|---|--|
| 53 | | （前ページから続く） また、就労先と住居が一体の場合、離職により住居を同時に失うケースが増えているとのことだが、その要因（支援が進んで就労に結びつくことが多くなったことにより際立つのか、離職が増えて際立つのかなど）がもう少し分かるとよい。 | （前ページから続く） ➡離職の原因は、職場環境、対人関係など様々で一概には言えないところがあり、令和6年度の状況として、離職と同時に社員寮を退去せざるを得ないケースが複数発生したため、課題として記載 54ページのハ 資源の整備・取組方針等における具体の取組の中で、今後の支援の在り方などを含め検討していく |
| 56 | （イ）職員の配置について 「・」4つ目 また、児童相談所△の… | ➡また、児童相談所△の… | |
| 58 | （ロ）職員の育成について 「・」2つ目 また、令和6年度に策定予定の… （二）児童相談所の第三者評価について 「・」1つ目 令和7年度以降も、3年に1度の… | ➡また、今後策定予定の… ➡_____3年に1度の… | |
| 59 60 | | ◎伊藤委員 イ 現状 第3章の他の項目の書きぶりに揃えて、障害児も「児童」又は「こども」にしてはどうか。 「・」3つ目 …他児童との…必要な児童が増加… 「・」4つ目 …障害程度の児童が… □ 課題 「・」1つ目、2つ目 …施設を利用する児童が… …障害程度など障害児の特性… ハ 取組方針 …障害児ができる限り… 「障害を持つ」ではなく「障害がある」に統一すべき。 「・」4つ目 …障害を持つ被虐待児… | ➡表現の修正 …他のこどもとの…必要な児童が増加… …障害程度のこどもが… …施設を利用するこどもが… …障害程度など、こどもの特性… …障害があるこどもができる限り… …障害がある被虐待児… |

| 頁 | 【中間案】 ※パブリックコメント（1/20～2/19）実施時点 | ＜最終案＞ ※R7.3各委員、関係課最終確認時点 ◎各委員意見 | 【最終案】 ※第3回懇話会時点 |
|-----|--|---------------------------------------|--------------------|
| 62 | 1 計画策定までの流れの表 パブリックコメント、第3回懇話会の日付け 「●」表示 | ⇒日付けの記載 | |
| 裏表紙 | 令和7年__月策定 | ⇒令和7年3月策定で記載 | |

<指標編>

| 頁 | 【中間案】 ※第2回懇話会時点 | ＜最終案＞ ※R7.3各委員、関係課最終確認時点では未送付 | 【最終案】 ※第3回懇話会時点 |
|---|--|----------------------------------|--|
| 1 | 1-①未記載 社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数 | | ⇒数値の反映 |
| 2 | 2-（2）-①未記載 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策及び達成率 イ～チの各事業 <u>延べ人数、施設数</u> <u>現在の整備・取組状況等（a）～（e）</u> <u>令和11年度の達成率</u> | | ⇒数値の反映 ※みやぎこども幸福計画との整合性を図るため、以下のとおり記載項目等を変更 <u>量の見込み、確保方策</u> <u>（d）定量的な整備目標のみ記載</u> <u>記載しない</u> |
| 5 | 6-（2）-①未記載 親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 | | ⇒数値の反映 |
| 7 | 8-（2）-①数値の修正 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数 施設数 令和11年度 <u>16</u> 箇所 入所児童数 令和11年度 <u>36</u> 人 8-（2）-⑧未記載 市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと） | | ⇒施設地域分散化等加速化プランの数値に合わせ修正 施設数 令和11年度 <u>17</u> 箇所 入所児童数 令和11年度 <u>38</u> 人 ⇒数値の反映 ※市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」及び「確保方策」に関する調査から2事業（子育て短期支援事業及び一時預かり事業）について、施設数の合計を記載 |